

# 国保課からのお知らせ



国保課 HP

## 国民健康被保険者証（保険証）を更新します

### ▼新しい保険証を郵送します

国民健康保険の保険証を8月1日付で更新します。新しい保険証（紫色）は、7月中旬に簡易書留で郵送します。8月以降は新しい保険証を提示してください。

※有効期限切れの古い保険証（緑色）は、細かく切って処分するか、国保課または各支所へ返却してください。

### ▼入院時などに必要な「限度額適用認定証」の更新手続きについて

74歳以下で国民健康保険に加入している人の「限度額適用認定証」は、毎年8月に更新します。8月以降の認定証が必要な人は、国保課⑨番窓口までお越しください。

### 【受付開始】 7月13日(月)

※更新手続きが8月中であれば、交付される認定証は8月1日から有効となります。

### 【申請に必要なもの】

- ① 認定証が必要な人の被保険者証
  - ② 世帯主および認定証が必要な人のマイナンバー（個人番号）がわかるもの（マイナンバー通知カードなど）
  - ③ 来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）
  - ④ 世帯主の印鑑
- ※別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要となります。

### ▼新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について

国民健康保険に加入している人が、感染または感染の疑いにより会社などを休み、事業主から給与などの全部または一部が支払われない場合に傷病手当が支給されます。詳細は市ホームページをご覧ください。

### ▼問い合わせ

国保課（☎65・1230）給付係まで

## 令和2年度の国民健康保険料率が決定しました！

### ▼令和2年度の保険料率は据え置き

本市では、平成30年度より一般会計からの繰入金などにより、保険料の緩和を図っています。令和2年度の保険料率は、据え置くことになりました。保険料率については、下表をご覧ください。

各世帯への保険料の通知（納入通知書）は、7月中旬に郵送します。ご確認ください。保険料の納期内納付をお願いします。

### ▼保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、条件を満たしている世帯については、申請により保険料の減免が受けられます。条件や申請方法などについては市ホームページをご覧ください。

国民健康保険制度は、加入者がお金を出し合い、助け合う制度です。納期内納付をお願いします。

令和2年度国民健康保険保険料率

区分	内訳	医療分 (0歳～74歳)	後期高齢者 支援金分 (0歳～74歳)	介護分 (40歳～64歳)
所得割	所得割賦課標準金額の合計に右の料率をかけます。	8.98%	2.59%	2.08%
均等割	右の額は被保険者1人あたりの1年間の金額です。	24,500円	7,330円	7,000円
平等割	右の額は1世帯あたりの1年間の金額です。	17,100円	5,100円	3,350円
賦課限度額	1世帯につき、それぞれ1年間に賦課される限度額です。	630,000円	190,000円	170,000円

### ▼問い合わせ

国保課（☎65・1230）賦課係・徴収係まで

## 後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ！

▼後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新について

保険証は、7月31日で有効期限が切れます。新しい保険証（緑色）を7月中に郵送しますので、8月以降は新しい保険証を提示してください。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きについて

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちで、次の要件を満たしている人は、更新後の認定証を保険証に同封しますので、手続きの必要はありません。

- ① 保険料の滞納がない
  - ② 令和2年度の住民税非課税世帯
  - ③ 世帯内に所得の未申告者がいない
- ※①～③の要件に該当し、新規に交付が必要な場合は、国保課までお問い合わせください。

なお、要件を満たし、長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちで、8月以降も該当する人については、長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証を保険証に同封します。

▼限度額適用認定証の更新手続きについて

限度額適用認定証をお持ちで、次の要件を満たしている人は、更新後の認定証を保険証に同封しますので、手続きの必要はありません。

- ① 保険料の滞納がない
  - ② 令和2年度の住民税課税所得が145万円以上690万円未満
  - ③ 世帯内に所得の未申告者がいない
- ※①～③の要件に該当し、新規に交付が必要な場合は、国保課までお問い合わせください。

▼令和2年度の保険料の決定について

保険料額決定通知書・保険料納入通知書（令和元年中の所得を基に算定）については、7月中旬に郵送しますので、保険料額や納付方法などをご確認ください。

▼納付方法

- ① 年金から天引き（特別徴収）
  - ② 口座振替または納付書による金融機関やコンビニでの納付（普通徴収）
- 保険料は原則、年金からの天引きでの納付となります。ただし、支払

い方法を口座振替に変更した人は、口座振替での納付となりますので、必ず通知書をご確認ください。

▼保険料の均等割軽減

世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額が軽減される場合があります。詳細は市政だより4月号（P16）、または保険証郵送時に同封のパンフレット（P7）をご覧ください。

▼後期高齢者医療保険加入前に家族の健康保険で扶養に入っていた人へ  
後期高齢者医療制度に加入する前日に、社会保険などの被扶養者だった人（国民健康保険などは除く）は

所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。対象者には保険料の決定通知書に記載しています。

ただし、世帯（世帯主と被保険者）の所得が低い人は、所得に応じた均等割額の軽減が受けられます。

▼保険料減免・傷病手当について

新型コロナウイルス感染症に対する保険料減免の対象については、新しい保険証送付時に同封のリーフレットをご確認ください。また同感染症などにより労務ができなかった人を対象に、傷病手当が支給される場合があります。詳細は国保課までお問い合わせください。

▼社会全体で制度を支えています

医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用のうち、公費で約5割、現役世代の保険料で約4割、残りの約1割を被保険者の皆さんが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

▼問い合わせ

国保課 ☎65・1170 後期高齢者医療係まで

均等割額 47,720円

+

所得割額  
(総所得金額等－33万円(基礎控除額))  
×  
所得割率 9.02% (所得割率)

||

**被保険者1人あたりの保険料 (※)**

※賦課限度額 年額 64万円